

第1章

韓国の障害者教育法制度と実態

崔 榮 繁

はじめに

韓国では障害者⁽¹⁾に対する教育を「特殊教育」(특수교육)という。韓国の特殊教育は1977年の「特殊教育振興法」(특수교육진흥법)の制定と1994年の同法改正により発展してきた。とくに1994年の改正で統合教育(以下、インクルーシブ教育)⁽²⁾制度の法的根拠ができたことで、インクルーシブ教育志向の特殊教育体制の基礎ができた(김주영 [キムジュヨン] 2010, 113)。さらに2007年には特殊教育振興法が「障害者等に対する特殊教育法」(장애인등에 관한 특수교육법—以下, 特殊教育法)に変わる形で制定され、2009年から全面施行されることで、インクルーシブ教育を志向した特殊教育がさらに拡大されている。また、同時期の2007年には「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」(장애인차별금지 및 권리구제에 관한 법률—以下, 障害者差別禁止法)が制定され、2008年には国連の「障害者の権利に関する条約」(以下, 障害者権利条約)を批准しており、韓国の障害者を取りまく状況は目まぐるしく動いている⁽³⁾。

本章では、国際法規範たる障害者権利条約の規定を手掛かりに、すでにインクルーシブ教育制度を導入し、障害者差別禁止法を施行している韓国の障害者教育法制度と現状について、義務教育課程を中心に検討する。そして、今後の課題を明らかにすることで、アジア諸国における障害者教育法制度の方向性を提示する。

論考の前提として、障害者権利条約で関連する規定を確認しておく⁽⁴⁾。まず、同前文(e)や同第1条の規定から、社会的不利としてとらえる障害(disability)の原因は、機能障害(impairment)ではなく、社会的環境と機能障害との相互作用が原因、とみなす「障害の社会モデル」を採用していると解釈される(川島・東 2012)。第2条では、障害に基づく差別ならびに合理的配慮(reasonable accommodation)を定義している。障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止し、合理的配慮の否定も障害に基づく差別に含まれるとしている⁽⁵⁾。

第24条の教育条項では、第1項の柱書きで教育の権利の保障、差別禁止、機会の平等を規定し、そのためにあらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度の確保を規定している。第2項はインクルーシブ条項である。自己の住む地域社会においてインクルーシブな教育に無償でアクセスできるようにすること、合理的配慮の提供の確保などが規定されている。そして(e)では、個別化された支援措置は完全なインクルージョン(full inclusion)という目的に即して行うこと、とされている。第3項は、視覚障害者や聴覚障害者などが自らのコミュニケーション方法や言語に即した教育を受けることができるとし、ろう者の手話を使う集団としてのアイデンティティの確保も規定されている。すなわち、障害者権利条約は、生涯にわたって自己の住む地域でのインクルーシブ教育が原則であると規定しており⁽⁶⁾日本も含む障害者権利条約の批准国や、今後批准をめざす国は、インクルーシブ教育制度を原則とした障害者教育法制度の整備が必要となる⁽⁷⁾。

第1節 韓国の特殊教育の概要

1. 韓国の障害者の現況等

まず、韓国の障害者の全般的な現況である。韓国には日本の障害者手帳制度と類似した障害者登録制度があり、登録障害者数は251万7313人である。1級から6級に区分されており、そのうち、重度障害者とされる1～2級

の障害者は22.8パーセントである。一方で韓国政府は登録をしていない障害者数を推定値で出しており、その数を入れると全国には268万3447人の障害者がいるとされている⁽⁸⁾。これらの数字は韓国の全人口である約5000万人の5.5パーセントほどの比率であり、この点は日本とほぼ同様である⁽⁹⁾。

韓国の教育制度は日本と同じく、初等学校、中等学校、高等学校、大学の6・3・3・4制である。一般の児童生徒の義務教育は初等、中等教育である。一方、障害者等の特殊教育については日本と韓国ではいくつかのちがいがあがる。まず、選定された特殊教育対象者は幼稚園から高等学校までが義務教育化されている。つぎに、特殊教育対象者の義務教育課程では原則として特殊教育対象者も自分の住む場所から一番身近な学校に行くこととされ、原則インクルーシブ教育制度が導入されている。上記2点がとくに日本と大きく異なる点である。

2. 教育の法的枠組みと特殊教育行政のしくみ

(1) 特殊教育の概要

大韓民国憲法(대한민국헌법)第31条には、均等に教育を受ける権利と初等教育および法律が定める教育を受けさせる義務、義務教育の無償化が規定されており、すべての教育体系法の基本法である教育基本法(교육기본법)の第3・4条に、学習権と教育の機会均等の規定がされている。第18条では特殊教育について国および地方自治体の役割について、「国家及び地方自治団体は、身体的・精神的・知的障害等により特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・運営しなければならない、これらの教育を支援するために必要な施策を立案・実施しなければならない」と規定している。

そして、教育基本法第18条に制定の根拠をおく特殊教育法が2007年に制定されている。1997年の教育基本法の改正により、初・中等教育法や高等教育法に分化され、教育基本法のなかに英才教育や幼児教育などと並んで特殊教育が位置づけられている。よって、特殊教育法は、初・中等教育法や高等教育法の特別法という位置づけではなく、教育のいくつかある分野のなかのひとつである特殊教育に関する基本法である、とみることができ

る（김원경 [キムウォンギョン] 他 2010, 139)。内容としては、差別の禁止、特殊教育やインクルーシブ教育の定義を定め、特殊教育対象者の選定、障害種別や特性に応じて教育内容の立案や支援を行う個別化教育の義務化、個別化教育計画の作成、特殊教育関連サービスの決定等の手続き、就学先の決定手続きなどの重要なことが規定されている。

また、障害者に対する差別を禁止する法律として、障害者差別禁止法と国家人権委員会法が存在する。とくに障害者差別禁止法は、4つのタイプの差別を禁止し、教育分野を含むあらゆる分野において正当な便宜の提供義務等、すなわち合理的配慮義務を規定している⁽¹⁰⁾。とくに正当な便宜の提供を拒否した場合は原則として差別になるため、個別支援が必要となる特殊教育において、非常に重要な法律となる。

韓国の特殊教育の予算規模は、2010年度から2013年度まで1兆6676億ウォン、1兆9662億ウォン、2兆1384億ウォン、2兆2457億ウォンとなっており、国家の一般会計における教育予算の約4.5パーセントを占める（교육부 [教育省] 2013b, 74)。全体的に特殊教育の予算は伸びていることがわかる。

(2) 特殊教育行政のしくみ

政府において特殊教育を主管する部署は教育省特殊教育課（교육부 특수교육과）である。その他、日本の都道府県や政令市に当たるソウル特別市、および各広域市や道に計17の教育庁があり、各教育庁のもとに地域ごとに教育支援庁がおかれ、その数は181に上る。教育庁、教育支援庁は日本の教育委員会に該当する。そして、特殊教育法によって、教育支援庁のもとに特殊教育支援センターの設置が義務づけられており、それら特殊教育支援センターが、特殊教育対象者の早期発見や診断、その評価、教授・学習活動の支援、特殊教育関連サービス支援などを行う。教育支援庁は必要な場合には複数の特殊教育支援センターを設置することができるようになっている。

また、特殊教育法第5条に依拠して、政策の方向性と各種数値目標を掲げた特殊教育発展5カ年計画を立て、政策を推進している。2013年から、第4次特殊教育発展5カ年計画が実施されている⁽¹¹⁾。

写真1-1 ソウル市江西特殊教育支援センター



(筆者撮影)

3. 特殊教育の歴史

韓国の特殊教育は、米国の宣教師ロゼッタ・シャーウッド・ホール (Rosetta Sherwood Hall) 氏が1894年に視覚障害のある子どもたちに点字教育を行ったことから始まったとされる。ロゼッタ・シャーウッド・ホール氏は、1909年に最初のろう学校を設立するなど韓国の特殊教育へ大きく貢献した (이효자 [イヒョジャ] 2007, 3-4)。

1910年からは1945年までの日本による植民地時代に特殊教育の公教育化が始まり、特殊学校の設置が始まることとなった。独立後の1949年に「教育法」が制定され特殊学校の設置等が明記された。しかし、韓国における特殊教育は、私立の教育機関によって主導されてきたこともあって、公立の初等学校の特殊学級は1971年に初めて設置された (滝川・西牧 2008, 79)。しかしこの特殊学級の目的が学力不足や成績不振の児童のために設置されたものであり、分離教育のためのものであった (이효자 2007, 3)。

1977年に「特殊教育振興法」が制定され、1979年に施行された。これにより、特殊学校、特殊学級、その他初等学校で提供するすべての教育が無償で提供されることとなった。1988年には、ソウルでパラリンピックが開催

されたことにより、障害者や特殊教育への理解が進み、1994年の「特殊教育振興法」の全文改正に向けた社会的後押しとなったともいわれる（滝川・西牧 2008, 79）。当初は法の改正ではなく、教育の保障とインクルーシブ教育、個別化教育を方針にして「障害者教育基本法」の策定をめざしたものであったが⁽¹²⁾、少なくとも1994年の改正は、その後の韓国の特殊教育制度の方向性を決定づけるものとなった。まず、特殊教育対象者に対する初等学校および中学校課程における教育を義務教育とし、幼稚園および高等学校課程における教育も無償教育となった。また、理念にとどまっていたインクルーシブ教育の実現が法的に位置づけられた。さらに、学校選択に関して教育委員長（교육장）に権限を与え、学校長が生徒を恣意的に選べないようにし、教育の機会の保障を強化した。その他、早期特殊教育、巡回教育、治療教育、個別化教育等に関して法律に明記された。後述する特殊教育法の基礎となる部分がすでにできていたのである。また、この改正時に、特殊教育に関する研究や政策の開発、教育課程や教科書の開発などを行う国立特殊教育院（Korea National Institute for Special Education）が設立された。ここは現在に至るまで特殊教育に関して重要な役割をはたしている。そして2007年の特殊教育法の制定を迎えることになる。

第2節 特殊教育法

1. 制定の背景

1997年の特殊教育振興法の改正は、大きな意義をもつものであったことは先にみたとおりであるが、課題も多かった。特殊教育振興法は、初・中等教育を中心に規定されていたため、それ以外の障害のある嬰幼児および成人の障害者への教育支援が明確ではないことや、国および地方自治体の役割が明確になっていないことなどから、実効性に問題があった。たとえば、統合教育の現場においては、物理的統合が行われるが、児童、生徒に対する十分な教育的配慮が行われない場合があるなどの問題点が指摘され

ていた（佐藤 2010, 8）。

法改正に至る大きな理由のひとつに、障害当事者や保護者、教育関係者などが2003年に結成した「全国障害者教育権連帯」（전국장애인교육권연대—以下、教育権連帯）の活動が挙げられる。教育権連帯は上記問題の解決のために、2005年から特殊教育振興法を廃止し、障害者教育支援法を制定する運動を開始した。自ら法律の草案を作成し、法制定に向けた運動を展開したことで、2006年には、民主労働党のチェスニョン（최순영）議員が教育権連帯の草案を反映させた「障害者の教育支援に関する法律案」を国会で発議した。教育権連帯はさらに国会前でのテント籠城などの運動を展開し、法律の制定を訴え続けた。その結果、特殊教育関連議員案8件と、政府で提出した「特殊教育振興法の全部改正法律案」の全9件を統合する形で、国会教育委員会が、「障害者等に関する特殊教育法」を対案として法制司法委員会に提出し、2007年4月、本会議で採択された。同年5月に公布され2008年5月に施行されたのである⁽¹³⁾。

2. 特殊教育法

(1) 特殊教育法の概要と特殊教育振興法とのおもなちがい

特殊教育法は、6章38条からなっており、第1章「総則」、第2章「国家および地方自治体の任務」、第3章「特殊教育対象者の選定および学校配置等」、第4章「嬰幼兒および初・中等教育」、第5章「高等教育および生涯教育」、第6章「補則および罰則」という構成である。

特殊教育法と特殊教育振興法とのおもなちがいをいくつか挙げる。新旧の法律について、表1-1からもわかるとおり、義務教育期間の年限を増やすなど、特殊教育対象者の拡大と同時に教育の質向上のためのさまざまな改正が行われている。対象者の一生涯を射程に入れていることも特徴的である。

(2) 第1章「総則」（第1条～第4条）

おもな規定を総則からみることとする。

表1-1 特殊教育振興法と特殊教育法

	既存法	制定法（新法）	意義と評価
名称	特殊教育振興法	特殊教育法	障害児の教育権の強化
義務教育年限	小・中は義務教育。幼稚園と高校は無償教育	幼稚園から高校まで義務教育	特殊教育に対する国の責務を強化
嬰幼兒教育	規定無し	3歳未満の障害乳幼児は無償教育	早期発見及び早期教育が可能。私的教育費の負担減
高等教育	規定無し	大学内の障害学生支援センターを設置、各種学習支援の根拠を用意	障害者の高等教育を受ける権利を確保
生涯教育	規定無し	障害者生涯教育について規定	成人障害者の生涯教育の法的根拠
特殊教育実態調査	5年ごとに実施	3年ごとに実施	特殊教育政策立案の正確さを高める
特殊学級設置基準	施行令で規定。障害児が1～12人でひとつの学級を設置	〔幼稚園〕 1～4人で1学級。超過時は2学級以上設置 〔初等・中等〕 1～6人で1学級。超過時は2学級以上設置 〔高校〕 1～7人で1学級。超過時は2学級以上設置	設置基準を強化し、法律に明記
特殊教育支援センター	規定無し	地域に特殊教育支援センターの設立を法律に明記	特殊教育関連の支援を強化のためのセンター設立の法的根拠
治療教育	特殊学校に治療教育担当教員を配置し、治療教育を実施	治療教育条項を削除し、治療支援を関連サービスに包含	医療的専門性が必要な理学療法等のサービスの質の向上

(出所) 『「障害者等に対する特殊教育法」制定の経過及び主要内容』(2007年5月1日, 「障害者特殊教育法」制定経過等, 貧富格差・差別是正委員会)を整理した。(「장애인 등에 대한 특수교육법」 제정 경과 및 주요 내용」('07.05.01, 「장애인특수교육법」 제정 경과 등, 빈부격차·차별시정위원회))。

まず、第1条で、国や自治体が、特別な教育的要求のある者に対して統合された教育環境を提供し、ライフステージにより、障害種別や程度、特性を考慮した教育を実施すること、それらの人の自我実現と社会統合に寄与することを目的としている。

第2条は定義規定であるが、とくに重要なものをいくつか挙げる。第2

条第1号で「“特殊教育”とは、特殊教育対象者の教育的要求を充足させるために、特性に適合した教育課程及び第2号に伴う特殊教育関連サービス（특수교육 관련서비스）の提供を通じて行われる教育をいう」と特殊教育を定義している。第2号では特殊教育関連サービスを以下のように定義づけた。「“特殊教育関連サービス”とは、特殊教育対象者の教育を効果的に実施するために必要な人的・物的支援を提供するサービスであり、相談支援・家族支援・治療支援・補助人員支援・補助工学機器支援・学習補助機器支援・通学支援および情報アクセス支援等をいう」とする。教育の機会の平等を実質化させるもので非常に大切な規定である。第6号ではインクルーシブ教育を定義しており「“インクルーシブ教育”とは、特殊教育対象者が、一般学校において、障害種別・障害の程度により差別を受けることなく、同年代の仲間とともに、個人の教育的要求に適合した教育を受けることをいう」と規定した。「一般学校において」「同年代の仲間とともに」「個人の教育的要求に適合した教育」がキーワードとなる。第7号では「個別化教育」の定義を行っており、「各級学校の長が特殊教育対象者個人の能力を開発するため、障害種別および障害の特性に適合した教育目標・教育方法・教育内容・特殊教育関連サービス等が含まれた計画を立案し、実施する教育」としている。また、第11号では「“特殊学級”（특수학급）とは、特殊教育対象者のインクルーシブ教育を実施するために、一般学校に設置された学級をいう」と特殊学級を定義している。韓国の特殊学級の運用形態は、そこに配置される特殊教育対象者は一般学級に学籍をおき、科目によって必要な時に特殊学級に通う、という体制であり、日本の通級学級に近い。学籍を一般学級と異にする日本の特別支援学級と異なる点であり、すべて一般学級で行う特殊教育（完全統合）とともに、韓国のインクルーシブ教育制度の根幹のひとつである。

第4条は差別禁止規定である。第1項で、学校長に対し、教育機会の平等の確保の観点から、特殊教育対象者の入学拒否ならびに入学支援の拒否も禁止している。第2項では、国や地方自治体、学校長に対し、特殊教育関連サービス提供や、授業や学校内外の活動の参加から排除することなど4種類の差別を禁止している⁽¹⁴⁾。機会の平等をさらに徹底させるものであ

るが、障害者差別禁止法の差別禁止規定の内容や文言との整合性、統一性が問題となる。

(3) 第2章「国家および地方自治体の任務」(第5条～第13条)

第5条で国や地方自治体の責務を規定し、第11条で教育委員会の委員長に対する特殊教育支援センターの設置と運営義務等を規定している。同章は、特殊教育支援センターという、地域での特殊教育の実施するためのエンジンともいえる機関に対する国や自治体の責務を明確にしたという点で重要な意義をもつもので、この法律の大きな特色のひとつである。

(4) 第3章「特殊教育対象者の選定および学校配置等」(第15条～第17条)

第15条では特殊教育対象者を規定し、施行令での別途規定を含む11の障害種別を挙げている⁽¹⁵⁾。また、第16条で特殊教育対象者の選定の手続き等を規定しており、特殊教育支援センターが判断・評価して最終意見を作成、その後、教育委員長等が最終的に保護者に対象者か否か、対象者となった場合の支援の内容等を通知する。そして、診断や評価の過程で、親や保護者の意見陳述の機会が十分に保証されなければならないと規定されている(第4項)。

第17条は、インクルーシブ教育の実施のうえで重要な要素となる学校配置、すなわち、就学先決定についての規定である。ここで、教育委員長等は特殊教育対象者を、一般学校の一般学級、一般学校の特殊学級、特殊学校のいずれかに配置しなければならないとされており(第1項)、第2項で「教育長または教育委員長は、第1項により特殊教育対象者を配置するときには、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない」と定めている。この「居住地に一番近いところに配置する」義務規定が、韓国が法制度上、原則としてインクルーシブ教育制度を採用していることの根拠規定となる。

(5) 第4章「嬰幼児および初・中等教育」(第18条～第28条)

まず、第21条にインクルーシブ教育条項があり、学校長に対して、第2

条で定義されているインクルーシブ教育の理念を実現する努力義務規定がなされている。学校長はこの規定によって、統合された環境づくりに向かって努力しなければならないという方向性が決められている。すなわち、統合された環境が最優先で、次は一部統合、そして分離という優先順序があることを意味している。この規定も先にみた第17条第2項の規定同様、インクルーシブ教育の法的根拠のひとつと考える。そして第22条では個別化教育について規定しており、特殊教育対象者の教育的要求に適合した教育提供のために、保護者や教員などの関係者で個別教育支援チームをつくり、そこで個別化教育計画の作成を義務づけている。この義務づけは教育の質を高め、教育の機会の実質的な平等を図るための実施規定であるというこの法律制定の目的に沿ったものであり、この法律の大きな特色のひとつである。

第27条では、表1-1で示した一般学校の特殊学級や特殊学校の学級の設置基準を法定化し、第28条では特殊教育関連サービスを教育委員長や学校長に義務づけている。たとえば第3項では「各級学校の長は、特殊教育対象者のための補助人員を提供しなければならない」と規定しており、第5項では通学支援対策を立てることを義務づけている。これは障害者差別禁止法の「正当な便宜」(정당한 편의)との概念と明らかに重複しており、これも障害者差別禁止法との関係において、法規定の実施等のうえでどちらの法律の対象となるのかという問題が出る。

(6) 第5章(第29条~第34条)・第6章「補則および罰則」(第35条~第38条)

第5章は「高等教育および生涯教育」、第6章は「補則および罰則」である。第5章も、特殊教育に高等教育と生涯教育を法律として明確に組み込んだという点で意義がある。第30条では障害学生支援センターの設置と運営を大学長に義務づけ、便宜の供与などの同センターの役割について規定している。第31条では「便宜提供」規定であるが、各種便宜を積極的に講ずることや提供を義務づけている。そして内容を見ると、就学支援や教育補助人員配置など、特殊教育関連サービスとほぼ同様である。

3. 小括

以上、特殊教育法のおもな内容を整理してみると、同法は、「特殊教育の機会の拡大」から「機会の拡大を図りながら質を充実させること」へ重点を移したものである（劉 2009, 102；김주영 2010）。すなわち、特殊教育振興法が、障害者の教育権の確立と、インクルーシブ教育を原則とした特殊教育の実施という方向性を示した法律であり、特殊教育法は、その方向性で個別化教育を充実させ、差別を禁止し、実質的な教育の機会の平等を図ることを主眼にした法律であると整理することができる。さらに、特殊教育対象者に対するさまざまな支援や配慮、施策推進における国や自治体の義務を明確にした点で大きな意義をもつ。とくに、第11条の特殊教育支援センターは、これまでの障害関連法のなかで一番発展的な概念をもつ機構であるとされる（김주영 2010, 121-122）。

一方で、特殊教育法の運用実態上の課題や、本章で若干ふれたとおり、障害者差別禁止法と特殊教育法の整合性の問題がある。両法における差別禁止規定の整合性の問題や、特殊教育法上の「特殊教育サービス」や同法第31条の便宜提供の「便宜」と、障害者差別禁止法の「正当な便宜」との整合性の問題である。これらについては、本章の「おわりに」で考察する。

第3節 障害者差別禁止法

1. 障害者差別禁止法のおもな内容

(1) 概要

障害者差別禁止法は2007年4月に公布され、2008年から施行された。ただし、正当な便宜供与義務については、義務が発生する各種機関や事業所の規模等によって、施行年を2009年から3年ごとに3段階に分ける段階適用を行っている。そして、障害者差別禁止法における被害者の救済機関は、

国家人権委員会 (국가인권위원회) である。

障害者差別禁止法のおもな内容は以下のとおりである。第1章の総則規定では、差別や正当な便宜の定義規定のほか、第6条で過去の障害の経歴や障害があると推定される場合にも差別を禁止する規定がなされており、第7条では自己決定権・選択権ならびに選択権を保障するために必要となるサービスと情報が提供される権利を定めている。第2・3章は各生活領域における差別禁止の実体規定である。第4・5・6章が救済に関する規定となる。障害者差別禁止法の管轄部署は保健福祉省障害権益支援課 (보건복지부 장애권익지원과) である。

総則における重要な規定として、まず、差別の定義が挙げられる。第4条で、①直接差別、②間接差別、③正当な便宜の拒否、④広告による差別という4つのタイプの障害を事由とした差別を禁止している。つぎに、「正当な便宜」に関する規定である。公共機関や一定の事業者等に、正当な便宜の提供が義務づけられ、提供を拒否した場合は障害を事由とした差別であると規定している。「正当な便宜」は、障害者権利条約の合理的配慮とほぼ同義である (崔 2010, 51-53)。

(2) 教育に関する規定

第2章の各則第2節第13条と第14条が、教育に関する実体規定となる。また、障害者差別禁止法施行令第8条で「正当な便宜」の内容を、第9条ならびに章末の資料1-Cで、「正当な便宜」の適用範囲や適用時期等を規定している⁽¹⁶⁾。障害者差別禁止法の規定は以下のとおりである。

第13条 (差別禁止)

- ① 教育責任者は、障害者の入学支援および入学を拒否することはできず、転校を強要できず、「嬰幼兒保育法」による保育施設、「幼童教育法」および「初中等教育法」による各級学校は、当該教育機関に転校することを拒絶してはならない。
- ② 第1項の規定による教育機関の長は「障害者等に対する特殊教育法」第17条の規定を遵守しなければならない。

- ③ 教育責任者は、当該教育機関に在学中の障害者およびその保護者が第14条第1項各号の便宜供与を要請するとき、正当な事由なくこれを拒絶してはならない。
- ④ 教育責任者は、特定の授業や実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含むすべての校内の活動で、障害を理由に障害者の参加を制限、排除、拒否してはならない。
- ⑤ 教育責任者は、就業および進路教育、情報提供において、障害者の能力と特性に合った進路教育および情報を提供しなければならない。
- ⑥ 教育責任者および教職員は、教育機関に在学中の障害者および障害者に関係を有する者、特殊教育教員、特殊教育補助員、障害者関連業務の担当者を冒瀆し、あるいは、さげすんではない。
- ⑦ 教育責任者は、障害者の入学支援時、障害者ではない志願者と異なる追加書類、別途の様式による志願書類等を要求し、または障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等（以下“追加書類等”とする）を要求してはならない。ただし、追加書類等の要求が、障害者の特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には、この限りではない。
- ⑧ 国家および地方自治団体は、障害者に「障害者等に対する特殊教育法」第3条第1項による教育を実施する場合、正当な事由なく該当教育課程に定めた学業時数を違反してはならない。

第14条（正当な便宜供与義務）

- ① 教育責任者は、当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益がないよう、次の各号の手段を積極的に講じ、提供しなければならない。
 - 1. 障害者の通学および教育機関内での児童およびアクセスに不利益がないようにするための各種移動用補装具の貸与および修理
 - 2. 障害者および障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置

3. 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器，補聴機器，高さ調節用机，各種補完・代替意思疎通道具等の貸与および補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕空間の確保
 4. 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳，文字通訳（速記），点字資料，字幕，拡大文字資料，画面朗読・拡大文字プログラム，補聴機器，携帯用点字ディスプレイ，印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段
 5. 教育課程を適用することにおいて，学習診断を通じた適切な教育および評価方法の提供
 6. その他，障害者の教育活動に不利益がないようにするに当たり，必要な事項として大統領令が定める事項
- ② 教育責任者は，第1項の各号の手段を提供するに当たり，必要な業務を遂行するために障害学生支援部署または担当者を置かなければならない。
- ③ 第1項を適用することにおいて，その適用対象の教育機関の段階的範囲と第2項による障害学生支援部署および担当者の設置および配置，管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。

これらの規定ぶりは，雇用などのほかの分野と比べて詳細であり，第13条（第4項）など，強い差別禁止規定をおいているのが特徴である。一方，インクルーシブ教育に関する直接的な規定はなされていない。

差別禁止法と特殊教育法の性質については，特殊教育法が教育環境の整備を進めるためのいわば施策推進の法律であり，一方，差別禁止法は教育現場における差別を明確にし，それを禁じ，被害者を救済するというちがいがあ

2. 救済のしくみと実績等

(1) 国家人権委員会の概要

障害者差別禁止法では国家人権委員会を救済機関として位置づけている。

2001年に「国家人権委員会法」(국가인권위원회법)を根拠法として、「国家機構の地位に関する原則」(国際連合総会決議48/134)、いわゆるパリ原則に基づいて設置された人権救済機関である。ソウルにおかれ、プサン、光州、大邱の3カ所に地域出先機関として「人権事務所」がおかれている。国家人権委員会は、立法、行政、司法の三権から独立した国家機関であり、権利侵害や差別からの救済がおもな役割となっている。

国家人権委員会法第2条では、「平等権侵害の差別行為」を、性別、障害、年齢、社会的身分などの18の類型において、雇用や財やサービス利用、交通手段、教育における、特定の者への優待、排除、区別、不利益扱い、セクシャルハラスメント行為、と規定しており、障害分野においては、じつは、国家人権委員会法は、障害者差別禁止法とは別の差別禁止法制として併存する形となっている⁽¹⁷⁾。障害差別に関する担当部署は障害差別1課、2課(장애차별1과, 2과)である。

(2) 処理案件数等

① 国家人権委員会への申立て案件の概要

国家人権委員会が取り扱う差別事由のうち、障害者差別禁止法施行年である2008年以降、障害を理由とした差別案件(以下、障害差別案件)の申立て案件の数や総申立て案件数における比率は顕著に高まっている。2001年11月25日から2008年4月10日までは、障害差別案件は総申立て案件の20.4パーセントにすぎなかったが、2008年4月11日から2012年12月までのそれは53.2パーセントに達しており、2012年単年では52.6パーセントとなっている。これは障害者差別禁止法が大きく影響しているのは明らかである(조형석 [チョヒョンソク] 2013, 64)。

また、2012年の統計から障害差別案件のなかで分野別件数をみると、建物や交通機関の利用に関する申立てが一番多く全体の障害差別案件の申立て件数の18.9パーセントを占めている。つぎに商品の売買やサービス利用における申立てとなっており(13.9パーセント)、教育分野は総件数のうちの7.2パーセントである(表1-2)。

これらの申立て案件の処理状況については、まず全体をみると、権利救

表1-2 申立て案件の処理類型別現況（2008年4月11日～2012年12月31日）（件）

区 分	合計	調査対象					却下 (取消)	調査 中止	移送	
		権利救済の対象			権利救済 の非対象					
		勧告	調停 成立	合意 終結	調査中解決 (棄却)	棄却 (事実や差別で はない案件)				
全体	件数	4,626	291	1	166	1,168	759	2,202	13	26
	比率(%)	100	68.2			31.8	—	—	—	—
教育	件数	268	11	—	22	45	30	157	—	3
	比率(%)	100	72.2			27.8	—	—	—	—
						40.3	58.6	0	1.1	

(出所) 亓형석 (チョヒョンソク) (2013, 87, 表13) より筆者作成。

(注) 「調査中解決」とは事案調査中に権利救済が完了し、それ以上の措置が必要なくなり棄却処理されることで、「却下」とは申立の内容が調査対象に該当しない場合、被害者が調査を望まない場合、申立事案の原因の発生から1年すぎた場合、申立人が申立てを取り消した場合のことをいう (亓형석 (チョヒョンソク) 2013, 88)。

済対象の案件のうち、3分の2の案件が合意終結や調査中解決になっているのが特徴である (表1-2)。また、申立て件数の約半数は調査対象とされておらず、却下 (取消) の占める割合が多い。さらに、調査対象のうち、権利救済の非対象となり棄却された案件も調査対象の案件のなかで30パーセント以上を占める (表1-2)。ちなみに、同時期における勧告履行率は、公共部門が93.0パーセント、民間部門が95.4パーセントであり、全体で94.4パーセントである (亓형석 2013, 89)。数字上はかなりの勧告履行率となっており、勧告の効果は評価できるものの、障害者差別禁止法の実効性を総合的に把握するためには、却下や棄却の理由の詳細な分析が今後の課題となる。

②教育分野について

つぎに教育分野の詳細を検討する。まず、申立て案件が2012年に大幅に増えている。案件の類型をみると、特殊学級の設置について2010年に4件、2011年に3件だった申立て件数が2012年に51件となっている (表1-3)。特殊学級の設置は、韓国のインクルーシブ教育体制における個別化教育の柱の

ひとつであり、申立て件数の増加は、それだけ関心が高く、ニーズがあることを示している。しかしながら、障害者差別禁止法第14条の正当な便宜に、特殊学級については明記されておらず、特殊教育法においても、第27条の特殊教育関連サービスや第31条の便宜提供規定に明記されておらず、同法での設置義務も曖昧である。後述するが、特殊学級の数は毎年増えている。障害者差別禁止法上の正当な便宜に位置づけるのか、あくまでも環境の整備、施策推進の法制度の枠のなかに位置づけるのか、検討の余地は大きい。韓国の特殊教育制度の根幹をなす部分であることから、個別請求を認める正当な便宜として位置づけるべきであると考えられる⁽¹⁸⁾。

また申立て案件の処理状況を見ると、調査対象になる案件は40パーセント程度と、全体の平均に比べて低く、そもそも調査の対象とならない案件として却下される申立ても教育分野における申立て案件総数の60パーセント近くになっている（表1-2）。

表1-3 教育分野における申立て案件の細部類型

(件)

区 分		合計	進入学 拒否	施設への アクセス や利用	授業や 試験での 便宜供与	校内活 動からの 排除	特殊学級 の設置	いじめ	その他
2010	公共	35	—	1	7	4	4	7	12
	民間	20	4	9	5	2	—	—	—
	合 計	55	4	10	12	6	4	7	12
	比率(%)	100	7.3	18.2	21.8	10.9	7.3	12.7	21.8
2011	公共	43	6	5	1	—	3	—	28
	民間	19	4	1	6	1	—	—	7
	合 計	62	10	6	7	1	3	0	35
	比率(%)	100	16.1	9.7	11.3	1.6	4.8	0	56.5
2012	公共	79	3	1	9	2	51	2	11
	民間	17	6	1	4	1	—	—	5
	合 計	96	9	2	13	3	51	2	16
	比率(%)	100	9.4	2.1	13.5	3.1	53.1	2.1	16.7

(出所) 조형석 (チョヒョンソク) (2013, 74-75, 表8) を基に筆者作成。

(3) 小括

教育分野の申立て件数は増加しており、障害者差別禁止法が教育分野でも定着しつつあるようである。今後、インクルーシブ教育体制における質の向上のために個別化支援を進めていくなかで、正当な便宜についての申立ては増えると予想される。

国家人権委員会の担当者によれば、正当な便宜に関する課題として、人的配慮と物理的配慮について、どちらが優先するか等の基準を作成することや、発達障害者への正当な便宜のガイドラインの作成を挙げている。

また、以下の例は、障害者差別禁止法の適用範囲を考察するうえで参考になる。たとえば、学校と保護者どちらが学生生徒の保護をどこまですべきか、という問題については、学校内と学校の活動、家庭から学校までの便宜は、障害者差別禁止法の適用範囲としている。その例として、修学旅行に親の同行を押し付けることは機会の平等の観点から差別に該当し、修学旅行での生徒の保護は学校が行うべき義務、という判断をしているという。さらに、特殊学校には、特殊教育法によって、生徒と特殊教員の定員を定める設置基準が規定されており、そのために特殊学校に入学できなかった生徒の保護者からの、特殊学校に就学できないことが差別であるという申立てを却下した、という事例を挙げ、定員の数が差別に該当するかどうかという施策の内容についてまでの差別判断は行わない、とのことである⁽¹⁹⁾。これらの解釈は、上述の特殊学級の設置問題とも関係するものであり、教育の機会と質の保障において、現時点における、障害者差別禁止法の適用範囲を示している。

第4節 就学等の実態

1. 特殊教育対象者の現況

2012年の特殊教育対象者の現況である。特殊教育対象者の総数は8万6633人であり、特殊教育法が施行された2008年から2013年まで、その数自体は、

約1万5000人増加している（表1-4）。少子高齢化の進行が急激に進んでいる韓国では大きな増加とみることができる。理由としては、特殊教育対象者の早期発見等が進み、対象者になり支援を受けようとする雰囲気が醸成されつつあること、義務教育の年数が幼稚園から高等学校までに延ばされたこと、などが挙げられる。これに応じて、特殊学級と特殊教員の数も大きく増えている。しかし、韓国の全学校2万229校のなかで特殊学級を設置している学校は6915校であり、34.2パーセントにとどまっている（교육부 2013b, 27）。

また、特殊学校は現在162校であり、内訳は国立が5校、公立が66校、私立が91校となっている。さらに2016年までに、公立12校、私立1校の計13の特殊学校を設立する予定である（교육부 2013b, 23）。明確な理由は明らかでないが、特殊学校の設置における地域的な不均衡や、先に述べた特殊学級の設置問題からみられるように、障害児や保護者のニーズへの対応と関連している可能性がある。

2. 特殊教育対象者と学校配置

配置された学校、学級についてみてみると、一般学校に配置されている

表1-4 年度別特殊教育の変化の推移

	2008	2009	2010	2011	2012(A)	2013(B)	(B)-(A)	
特殊学校数(校)	149	150	150	155	156	162	6	
特殊学級数(学級)	6,352	6,924	7,792	8,415	8,927	9,343	416	
教員数(人)	13,165	13,997	15,244	15,934	16,727	17,446	719	
特殊教育対象 学生数(人)	計	71,484	75,187	79,711	82,665	85,012	86,633	1,621
	障害幼児	—	288	290	356	403	578	175
	幼稚園	3,236	3,303	3,225	3,367	3,675	4,190	515
	初等学校	33,974	34,035	35,294	35,124	34,458	33,518	-940
	中学校	16,833	17,946	19,375	20,508	21,535	22,241	706
	高等学校	15,686	17,553	19,111	20,439	21,649	22,466	817
	専攻科	1,755	2,062	2,416	2,871	3,292	3,640	348

(出所) 教育省(2013, 10, 表1・2)を基に筆者作成。

特殊教育対象者の数も割合も増えていることがわかる（表1-5）。2008年には一般学校に配置された学生数は4万8084人で7万1484人の特殊教育対象者全体で67.3パーセントであったのが、2013年には1万3000人ほど増加し、6万1111人が一般学校に配置され、比率も70.5パーセントとなった。一般学級にいる生徒の数も年々増えている。一方、特殊学校や特殊教育支援センターに配置された生徒は数で1500人程度増えているが、全体の比率は32.7パーセントから29.5パーセントに減少している。統計のうえでは、インクルーシブ教育が進んでいるといえよう。

また、先述のとおり、特殊教育振興法が特殊教育法、特殊教育対象者の学校の配置は、特殊教育法第17条2項の規定により、教育委員長等が、特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならないとされているが、現状は父母・保護者の希望により就学先がほぼ決まっており、父母や保護者は一般学校への就学を望むことが多いとのことである⁽²⁰⁾。これについては、父母や保護者の教育の専門性の欠如等を理由に批判的な意見も聞かれるが、一面では、インクルーシブ教育推進の原動力になっていることは確かである。

表1-5 「年度別特殊教育対象者学生の配置」

(人, %)

年 度	特殊学校および 特殊教育支援センター 配置学生数	一般学校配置学生数			全体学生数
		特殊学級	一般学級	小 計	
2008	23,400 (32.7%)	37,857	10,227	48,084 (67.3%)	71,484 (100%)
2009	23,801 (31.7%)	39,380	12,006	51,386 (68.3%)	75,187 (100%)
2010	23,944 (30.0%)	42,021	13,746	55,767 (70.0%)	79,711 (100%)
2011	24,741 (29.9%)	43,183	14,741	57,924 (70.1%)	82,665 (100%)
2012	24,932 (29.3%)	44,433	15,647	60,080 (70.7%)	85,012 (100%)
2013	25,522 (29.5%)	45,181	15,930	61,111 (70.5%)	86,633 (100%)

(出所) 教育省 (2013, 11, 表1・8) を基に筆者作成。

おわりに——評価と今後の課題——

韓国では、障害者と障害のない人がともに生きていく方法とともに学び、障害者自体の自立能力の向上と社会的条件の改善に役に立つ、というインクルーシブ教育の理念が浸透しており、揺らぐことのない基礎的な理念として受け入れられてきた（姜・金 2010, 24；김주영 2010, 131）⁽²¹⁾。

また、インクルーシブ教育の運営に対する満足度調査においても、比較的満足していることがわかっている。保護者の場合、17.5パーセントが大変満足、37.2パーセントが満足、34.9パーセントが普通である、と答えている。教師も、18.8パーセントが大変満足、36.8パーセントが満足、32.5パーセントが普通であると回答している（국립특수교육원 [国立特殊教育院] 2011, 343）。教育の現場においても、原則インクルーシブ教育体制を前提とした特殊教育制度は、ある程度評価され、定着していると考えられる。

特殊教育関連サービスでは、実際に、特殊教育用の教科書や国立特殊教育院によるパソコン筆記の遠隔送信による障害学生への情報保障の取り組み、福祉サービスを使った介助者が通学支援を行う場面等もみることができ、支援の水準の高さを感じることもできた。

しかしながら、今だ「場」のみの物理的統合に終わっていることが多い、という批判も多い。初等学校、中学校は一般学校に通い、高校になって特殊教育に戻ってしまうケースも多いとのことである。以下、特殊教育の課題を考察する。

まず、特殊教育法と障害者差別禁止法の関係である。両法の差別禁止規定をみると、障害者差別禁止法第13条の差別禁止の対象と、特殊教育法第28条で「特殊教育関連サービス」の提供において差別を禁止している内容のうち、特殊教育対象者の家族支援や理学療法の提供、寄宿舎の設置が可能であること等の規定はない。また、特殊教育法で禁止している個別化教育支援チームの参画における父母に対する差別や、特殊教育関連サービス提供における差別禁止規定は障害者差別禁止法には存在しない。同様の分野において、法律が禁止対象とする差別の内容が異なるのである。また、

写真1-2 国立特殊教育院における聴覚障害学生支援



(筆者撮影)

障害者差別禁止法の「正当な便宜」と、特殊教育法の「特殊教育関連サービス」の概念の整理も必要である。正当な便宜と特殊教育関連サービスの内容は、特殊教育関連サービスにある寄宿舎設置条項以外はほぼ、同一の内容である。また、両者とも学校長や教育委員長などに対して提供を義務づけている。ただし、特殊教育関連サービスを拒否した場合に差別になるという規定は特殊教育法にされていない。このことから、特殊教育関連サービスは正当な便宜とは異なる性質をもつものであることがわかる。

両法の性質のちがいは、障害者差別禁止法が民事法的な性質をもち、差別行為の禁止や正当な便宜への個人の請求権を保障するものであるのに対し、特殊教育法の義務づけ対象者は、あくまでも担当行政部署への責任を負う行政法的な法律であり、個人の請求権を認める法律ではない、ということである。これは、2009年に特殊学級設置・増設義務履行請求訴訟で、特殊学級の設置の申請権は学校長にあり、父母が請求することはできないという理由で訴えが却下された事例から推測できる（김기룡 [キムギリョン] 2013, 139）。ほぼ同一の内容の規定にもかかわらず、障害者差別禁止法では個別の請求権が存在し、特殊教育法では存在しない、というのは整合性に欠け、混乱を招く。整合性の確保と教育の質の保障という観点から、特殊

教育法の差別禁止規定と特殊教育関連サービス提供規定は、将来的には障害者差別禁止法に委ねてもよいのではないだろうか。

つぎに、物理的統合のみに終わっているという指摘について考察する。長期的な視点から、インクルーシブ教育を行うためには、特殊教育の教員だけでなく、一般の教員も含めたすべての教員や関係者が主体的に業務にかかわるべきであり、そのためには、法律や行政機関の統合が必要である、との提起がされている。特殊教育に関する規定はすべて特殊教育法に取り出され、教育基本法や初等・中等教育法、高等教育法など、ほかの教育関連法からまったく別の扱いとなり、特殊教育にかかわる者とそうでない者を分けてしまい、特殊教育を一般教育のなかに融和させることが困難なためである、との理由である（김주영 2010, 137）。教職課程の内容をどのようにするのかなど、熟慮すべき点も多いと思われるが、今後の議論の深化に期待する部分である。

さらに、一般学級の教師（一般教師）と特殊教師の関係にも課題がある。インクルーシブ教育を進めるうえで、本来、特殊教師は一般学校において、特殊教育のマネージャーとしての権限をもって、普通学校での特殊教育を一般教師とともに進めていかなければならないが、そうした役割を果たせていない。理由として、特殊教師が2000年以降多く排出されてきたために、一般教師と経歴の差が出てしまうことが多いことや、一般教師の特殊教育への認識不足が挙げられる⁽²²⁾。一般教師が、教職課程等においてあまり特殊教育にかかわってこなかったということもある。これは、先に述べた特殊教育法の在り方に関連する問題でもあり、今後の議論や実践の蓄積が待たれる。

こうした課題は抱えつつも、韓国の障害者教育法制度は、ともに生きる、ともに学ぶというインクルージョンの理念に従って、生まれた地域にある学校において教育を受けることを原則とし、幼児から高校までを義務教育化することで特殊教育の機会の拡大を図りながら、個別支援の充実を進めている。2011年の障害者基本法改正や2013年の学校教育法施行令の改正によって、法制度上は、障害の有無により別の学校に通う原則別学制度から、「ともに学ぶことに配慮しつつ」⁽²³⁾という原則インクルーシブ教育制度に舵を切っ

た日本や、ほかのアジア諸国が、障害者権利条約に基づいた障害者教育法制度を確立していくうえで、韓国の障害者教育法制度は参考になると思われる。

〔注〕

- (1) 韓国では「障害者」を「障碍人」(장애인)と表記する。日本ではさまざまな議論があり、本章ではとりあえず一般的に使用されている「障害者」という表記を、翻訳等も含め採用する。
- (2) 韓国ではインクルーシブ教育(inclusive education)を「統合教育」(통합교육)と訳している。障害者権利条約の韓国政府訳文からそのように解釈が可能である。以下、外交通商省ウェブサイト(<http://www.mofat.go.kr/trade/humanrights/file/190.pdf>)参照。(2014年1月18日アクセス)。
- (3) 本章で言及する韓国の法律の韓国語原文は韓国法制処(Ministry of Government Legislation)の国家法制情報センターのウェブサイト(<http://www.law.go.kr/LSW/main.html>)を参照。(2014年1月6日アクセス)。その他、日本語訳は崔。障害者差別禁止法の日本語訳は崔(2011)。
- (4) 障害者権利条約の日本語訳については、外務省より2013年12月25日付で政府訳が出されている。民間では、川島聡・長瀬修氏の仮訳が出されている。
- (5) 障害者権利条約の障害に基づく差別についての論考として東(2012)。
- (6) 障害者権利条約の第24条の成立の経緯等については長瀬(2012)。
- (7) 障害者権利条約第34条によって設置されている障害者権利委員会(The Committee on the Rights of Persons with Disabilities)から締約国に対して示されている最終見解(Concluding observations)からも確認することができる。たとえば、2012年9月に出された中国政府の最初の報告(Initial reports)に対する最終見解では、特別学校数が多いことおよび特別学校を積極的に発展させていることへの懸念が示され、特別教育システムから普通学校でのインクルーシブ教育への資源の再配分を勧告している。“Concluding observations on the initial report of China adopted by the Committee at its eighth session (17–28 September 2012), 35. 36” (United Nations CRPD/C/CHN/CO/1 Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Distr.: General 15 October 2012)。
- (8) 数字等は보건복지부/한국보건사회연구원(保健福祉省/韓国保健社会研究院)(2012, 4-8)。
- (9) 平成26年度障害者白書によれば、日本国内の障害者の概数は約788万人であり、人口の約6パーセントである。
- (10) 障害者差別禁止法の「正当な便宜」と障害者権利条約に規定する合理的配慮との概念は重なるものである。それについては崔(2010, 51-53)。
- (11) 1997年から2001年までが第1次計画期間である。その後の第3次計画まで、名称は「特殊教育総合計画」であった。第4次計画の目標は、特殊教育の均衡発展を図ることによる教育格差の解消、特殊教育専門の先生の強化による教育の質の向上、国の責務の強化による障害学生の幸せな学校生活の促進、となっている。また、4

つの推進分野として、特殊教育の教育力と成果の増進、特殊教育支援の高度化、障害学生の人権に親和的な雰囲気醸成、障害学生の能動的な社会参加とエンパワメント、とされている(교육부 [教育省] 2013a, 17)。

- (12) 2012年11月18日の召주영(キムジュヨン)韓国福祉大学副教授(当時)へのインタビューより。
- (13) おもに教育権連帯のウェブサイト(http://www.eduright.or.kr/law_progress)を参照。(2013年12月21日アクセス)。
- (14) 第4条は障害者差別禁止法との関係上重要であるため、章末の資料1-Aに条文を掲載する(訳は崔榮繁)。
- (15) 11の障害とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害(原文では「精神遲滞」)、情緒・行動障害、自閉性障害(これに関連する障害も含む)、意思疎通障害、学習障害、健康障害、発達障害、その他政令で定める障害である。
- (16) 障害者差別禁止法施行令の教育に関する規定は章末の資料1-Bおよび1-Cを参照。
- (17) 国家人権委員会の救済のしくみ等については崔(2010, 32-34, 47-48)。
- (18) 김기룡(キムギリョン)も障害者差別禁止法の正当な便宜として位置づけるべきとしている(김기룡 2013, 154)。
- (19) 2012年11月16日の国家人権委員会訪問時のインタビュー。
- (20) 2012年11月16日の教育科学技術省特殊教育課(当時)訪問時のインタビュー、および11月17日の教育権連帯김기룡(キムギリョン)事務処長へのインタビュー。
- (21) 2012年11月15日のソウル特別市立ソウル孔津初等学校訪問時のインタビューで、이봉학(イボンハク)校長もインクルーシブ教育の理念について同様の主旨のことを述べていた。
- (22) 2012年11月15日のソウル特別市立ソウル孔津初等学校訪問時のインタビュー。
- (23) 2011年に改正された障害者基本法第16条第1項で、「可能な限りともに学ぶことができるように配慮しつつ」という規定が入れられ、日本において初めてインクルーシブ教育の理念が法律に反映された。

[参考文献]

<日本語文献>

- 姜景淑・金圭一 2010. 「韓国の特殊教育」『特別支援教育コーディネーター研究』(6) 3月 19-24.
- 川島聡・東俊裕 2012. 「障害者の権利条約の成立」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本——概要と展望』(増補改訂版)生活書院 13-36.
- 滝川国芳・西牧謙吾 2008. 「韓国における特殊教育と健康障害教育の動向」『世界の特別支援教育(22)』独立行政法人国立特殊教育総合研究所(D-265) 79-86.
- 崔榮繁 2010. 「韓国の障害者法制—障害者差別禁止法を中心に—」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所 29-63.
- 2011. 「2011年5月13日内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会発表資料」8-39 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf).

- 佐藤竜二 2010. 「韓国における障害のある子どもへの合理的配慮—法理的根拠と具体的配慮について—」『世界の特別支援教育 (24)』独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (D-291) 79-84.
- 内閣府 2014. 『平成26年度障害者白書』 内閣府.
- 長瀬修 2012. 「教育」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本—概要と展望—』(増補改訂版) 生活書院 145-181.
- 東俊裕 2012. 「障害に基づく差別の禁止」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本—概要と展望—』(増補改訂版) 生活書院 37-74.
- 劉賢国 2009. 「韓国障害者の特殊教育法改正の概要」『筑波技術大学テクノレポート』16 3月 102-106.

<韓国語文献>

- 이효자 [イヒョジャ] 2007. 「한국 통합교육의 실태 및 전망」[韓国インクルーシブ教育の実態と展望] (第7回日韓特殊教育セミナー資料・特殊研 D-255) 国立特殊教育総合研究所・韓国国立特殊教育院.
- 김기룡 [キムギリョン] 2013. 「장애인차별금지법의 실효적 이행을 위한 영역별 평가 및 제언: 교육 영역을 중심으로」[障害者差別禁止法の実効的な履行のための領域別評価と提言: 教育領域を中心に] 『2013 「장애인차별금지법」 시행 5주년기념토론회』 [2013 「障害者差別禁止法」施行5周年記念討論会] (국가인권위원회 2013.4) [国家人權委員會 2013.4] 131-158.
- 김원경 [キムウォンギョン] 他 2010. 「특수교육법 해설」[特殊教育法解説] 교육과학사 (教育科学社).
- 김주영 [キムジュヨン] 2010. 「장애인 등에 대한 특수교육법」[障害者等に対する特殊教育法] 『장애인 법률, 그 비판과 전망전만』[障害者の法律, その批判と展望] 장애우권익문제연구소 [障害友權益問題研究所] 12月 111-142.
- 국가인권위원회 [国家人權委員會] 2012 a. 「2012 「장애인차별금지법」 시행 4주년기념토론회」[2012 「障害者差別禁止法」施行4周年記念討論会] 資料.
- 2012b. 「장애차별 결정례집 제 4 집」[障害差別 決定例集 第4集].
- 2013. 「2013 「장애인차별금지법」 시행 5주년기념토론회」[2013 「障害者差別禁止法」施行5周年記念討論会] 資料.
- 국립특수교육원 [国立特殊教育院] 2011. 「2011 특수교육실태조사」[2011 特殊教育実態調査].
- 교육부 [教育省] 2013a. 「제 4 차 특수교육발전 5 개년 계획 (‘13~’17)」[第4次特殊教育發展5カ年計画 (‘13~’17)] 8月.
- 2013b. 「특수교육연차보고서 2013.9」[特殊教育年次報告書 2013.9].
- 보건복지부/한국보건사회연구원 [保健福祉省/韓國保健社會研究院] 2012. 『2011년 장애인 실태조사』(2011年障害者実態調査).
- 조형석 [チョヒョンソク] 2013. 「장애인차별금지법 시행 5주년 성과와 평가」[障害者差別禁止法履行5周年 成果と評価]. 『2013 「장애인차별금지법」 시행 5주년 성과와 평가』[2013 「障害者差別禁止法」施行5周年] (국가인권위원회 2013.4) [国家人權委員會 2013.4] 63-108.

[章末資料]

〈資料1-A〉 特殊教育法 第1章 第4条 (差別の禁止)

- ① 各級学校の長、または大学（「高等教育法」第2条による学校をいう。以下同様）の長は、特殊教育対象者がその学校に入学しようとする場合には、その者をもつ障害を理由に入学の支援を拒否し、または、入学試験の合格者の入学を拒否するなど、教育機会における差別をしてはならない。
- ② 国家、地方自治体、各級学校の長、または大学の長は、次の各号の事項に関し、障がいのある人の特性を考慮した教育施行を目的とすることが明白な場合以外は、特殊教育対象者および保護者の差別をしてはならない。
 1. 第28条による特殊教育関連サービスの提供における差別
 2. 授業参加への排除および校内外の活動の参加の排除
 3. 個別化教育支援チームへの参加等、保護者の参加における差別
 4. 大学の入学方式における手続において、障害によって必要な受験の便宜の内容を調査、確認するための場合以外に、別途の面接や、身体検査を要求する等、入学方式過程における差別

〈資料1-B〉 障害者差別禁止法施行令 第8条 (正当な便宜の内容)

法律第14条第1項第6号により、教育責任者が提供しなければならない事項とは次の各号のとおりである。

1. 円滑な教授、または学習遂行のための指導資料等
2. 通学に関連する交通便宜
3. 教育機関内部の教室等の学習施設およびトイレ、食堂等、教育活動に必要なすべての空間において移動し、あるいはアクセスに必要な施設、設備および移動手段

〈資料1-C〉 障害者差別禁止法施行令 第9条（教育機関の段階的適用）

法律第14条第3項による教育機関の段階的適用範囲は以下のとおりである。

次の各目の施設：2009年4月11日から適用

- カ. 国・公・私立特殊学校
- ナ. 「幼児教育法」による国・公立幼稚園のなかで特殊クラスが設置された幼稚園
- タ. 「初・中等教育法」による各級学校のなかで、特殊学級が設置された国・公立各級学校
- ラ. 「嬰幼児教育法」に基づく障害児を専門的に担当する保育施設

次の各目の施設：2011年4月11日から適用

- カ. 第1号ナ目以外の「幼児教育法」に伴う国・公立幼稚園
- ナ. 「初・中等教育法」に伴う国・公・私立各級学校（第1号タ目も学校は除外する）
- タ. 「高等教育法」に伴う国・公・私立各級学校
- ラ. 保育する嬰幼児の数が100人以上の国・公立および法人の保育施設（第1号ラ目の施設は除外する）
- マ. 「英才教育振興法」第2条に伴う英才学校と英才教育院

次の各目の施設：2013年4月11日から適用

- カ. 「幼児教育法」に伴う私立幼稚園
- ナ. 「生涯教育法」第20条による学校形態の単位認定生涯教育施設および同法第30条による学校付設の生涯教育施設
- タ. ナ目以外の生涯教育施設。「単位認定等に関する法律」において定めた評価認定を受けた教育訓練機関および「職業教育訓練促進法」に伴う職業教育訓練機関のなかで、1000平方メートル以上の規模の教育機関。ただし、遠隔大学形態の生涯教育施設は延面積2500平方メートル以上の規模の生涯教育施設に限る
- ラ. 国公立および法人が設置した保育施設
- マ. 「教員等の研修に関する規定」第2条第1項による研修機関
- バ. 「公務員教育訓練法」第3条第1項による中央教育研修院および第4条第1項に伴う専門教育訓練機関